

陳述書(法人用)

北九州市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

この陳述書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、併せて「2 入札参加条件（1）から（4）まで」のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、北九州市が公売参加資格を確認するため官公庁への照会（陳述書別紙記載の者も併せて照会すること）を行うことについて承諾します。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号		陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒 - 電話番号	
	フリガナ		
	法人名称		
	フリガナ		
	代表者氏名		
	役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

(注) 裏面に注意事項等の記載がありますので、ご確認ください。

1 注意事項

- (1) 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに提出してください。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- (2) 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- (3) 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- (4) 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- (5) 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

2 入札参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 市長から入札等を差し止められている者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 公売財産が農地である場合、農業委員会などの発行する買受適格証明書の提出ができない者

3 添付書類

- ・陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び商業・法人登記簿の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ・入札者（買受申込者）である法人の代表者本人が入札する場合は、本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの公的な証明書
- ・代理人が入札する場合は、委任状
- ・入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写し
- ・自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出
- ・共同入札の場合は、共同入札代表者の届出書兼持分内訳書を併せて提出

4 個人情報利用目的

官公庁への照会に使用する個人情報は、不動産公売の目的以外に使用することはありません。